

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し健全な成長を実現する事業活動を継続することにより、株主、従業員、取引先を始めとする社会全体のあらゆるステークホルダーに対して、存在意義のあるグループで在り続けたいと考えております。そのために最も重要と位置付けられるものがコーポレート・ガバナンスの充実であり、とりわけ「コンプライアンス意識の徹底」「リスクマネジメントの強化」「適時開示の実践」を三つの主要項目として掲げております。また、会社法および金融商品取引法において求められている内部統制システムの構築ならびに金融商品取引業者として投資家に対して信頼ある態勢の構築に向け、経営トップからグループ社員の全員に至るまでグループ一丸となって体制の更なる強化に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山口 誠一郎	138,855	30.39
有限会社ゼウスキャピタル	60,000	13.13
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジェイピーアールデイ アイエス ジー エフイー-エイシー	32,584	7.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	27,069	5.92
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト	10,297	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,139	2.21
株式会社SBI証券	6,043	1.32
パークレイズ キャピタル セキュリティーズ ロンドン ケイマン クライアンツ	5,975	1.30
ドイチェバンク アーゲー ロンドン ビービー ノンリティー クライアンツ 613	5,187	1.13
ザ バンク オブ ニューヨーク-ジャスディックトリーティー アカウト	4,284	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <span style="background-color: orange;">更新</span>	東京 第一部
---	--------

決算期	11 月
-----	------

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社あるいは上場子会社を有しておらず、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
神野 吾郎	他の会社の出身者				○	○				○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
神野 吾郎	○	株式会社サーラコーポレーション代表取締役社長、中部瓦斯株式会社代表取締役、ガステックサービス株式会社代表取締役社長、サーラカーズジャパン株式会社代表取締役会長を兼務しておりますが、当社との間で特別な利害関係はありません。	一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。 なお、神野取締役は、公共性の高いガス会社を含む上場会社における経営者としての幅広い経験と高い見識を有しており、客観的な立場から、他の取締役に対する監督機能を十分に発揮するとともに、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、年間監査計画に基づく監査活動において、会計監査人と定期的な情報や意見交換を行うとともに、会計監査人による監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人による監査に立ち会う等、緊密な相互連携をとっております。平成22年11月期の「監査法人から監査役(会)へ

の報告会」は6回開催しております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況

2ヶ月に1回、監査役と内部監査部の定期意見交換会を実施するほか、内部監査部長より適時に内部監査結果を聴取しております。また、常勤監査役が、内部監査部が行う被監査部署長ヒアリングに出席する一方、内部監査部が監査役の補佐として、監査役の行う会計監査人・部署長等のヒアリングに出席することにより、内部監査の品質向上を図るとともに、効率的な業務監査の実施に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
本田 安弘	他の会社の出身者									○	
原田 公雄	他の会社の出身者									○	
山岸 茂	他の会社の出身者									○	
磯田 誠一郎	他の会社の出身者				○	○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
本田 安弘	○	——	一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。 なお、本田監査役は、主に大手建設会社の管理部門における豊富な経営経験及び実務経験並びに専門的知識を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
原田 公雄	○	——	一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。 なお、原田監査役は、主に大手建設会社の建築部門における豊富な経営経験及び実務経験並びに専門的知識を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
山岸 茂	○	——	一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。 なお、山岸監査役は、主に大手金融機関の経験と専門的知識を有しており、特に金融面から、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
磯田 誠一郎	○	西本株式会社取締役、GBIキャピタル株式会社代表取締役を兼務しておりますが、当社との間で特別な利害関係はありません。	一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。 なお、磯田監査役は、大手金融機関における経験を有し、現在も会社代表者として企業経営に携わっており、その幅広い経験と専門的な高い見識を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬、役員賞与は、業績等を考慮のうえ決定しております。なお、平成22年11月期における役員賞与は支給しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容は、下記のとおりです。  
取締役に払った報酬: 88,997千円  
(第61期事業年度有価証券報告書による(平成21年12月1日～平成22年11月30日))

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 社外取締役のサポート体制  
社外取締役に対する情報伝達方法として、定例取締役会については、会日の3日前までに通知するとともに事前に審議資料を配付することとし、また、臨時取締役会についても、原則として事前に審議資料を配付し、出席が適わなかった場合には、総務人事部がその決議内容についても連絡することとしております。
- 社外監査役のサポート体制  
当社の社外監査役4名のうち2名は非常勤監査役であります。常勤監査役・非常勤監査役に対する情報伝達対応として、取締役会上程議案につき、原則として、取締役会の5日前に開催される経営会議において事前協議を実施しており、その協議資料をその前日までに配付しております。なお、上記経営会議に非常勤監査役が出席できないときは、監査役会において常勤監査役から説明していただいております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 取締役会の運営  
取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)(平成23年3月1日現在)で構成され、取締役会規程に基づき、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の最高意思決定機関として経営方針並びに重要案件の決議をするとともに、取締役の職務執行を監督しております。加えて、社外取締役(独立役員)は、客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- 監査役監査  
当社は監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名はいずれも会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役4名による監査役会は、原則として毎月1回開催され、必要事項を協議するほか、常勤監査役の監査活動を非常勤監査役へ報告することにより全監査役の情報共有を図っております。  
また、監査役は取締役会に出席する他、執行役員社長決裁事項に関する諮問機関である経営会議(全執行役員で構成)にも陪席しております。  
監査役監査活動は年間監査計画に基づいて実施されており、会計監査人との連携や内部監査部との連携により、効率的かつ実効性のある監査体制が構築されております。さらに、常勤監査役は各取締役及び各部門責任者との定例面談を実施し、業務執行状況の把握に努めております。  
このような監査役の活動は当社の経営に対する監査機能として有効に作用しており、その効果も得られております。
- 執行役員制  
当社は、取締役の責務である経営監視と業務執行をより明確に区別するために、執行役員制を採用しております。執行役員は取締役会において選任され、平成23年12月1日現在5名(うち3名は取締役)であり、代表取締役社長は執行役員社長に就任しております。  
全執行役員は、取締役会の決議によるもののほか、社内規程に従って、会社の業務を執行、統制しております。また、執行役員社長は、経営会議を原則毎月2回開催し、執行役員社長の行う重要な意思決定に関する事前諮問を行っております。
- コーポレート・ガバナンス会議  
当社では、継続的にコーポレート・ガバナンスを強化するために、常勤取締役と常勤監査役で構成するコーポレート・ガバナンス会議を原則毎月1回開催しております。  
同会議では、企業価値向上のための企業統治上の懸案事項や内部統制に関する事項の確認、協議を行い、必要に応じて顧問弁護士・公認会計士等の外部有識者のアドバイスを受けております。
- 内部監査  
執行役員社長直属の内部監査部が年度計画に基づいてグループ全体の監査を実施し、不備事象については被監査部門に是正勧告を行うことにより、改善を求めています。是正必要事項については、被監査部門と協議し、具体的な指導を行うなどのフォローを充実することで実効性の

高い監査を実施しております。

#### 6. 情報開示

当社では、「会社法」及び「金融商品取引法」等の法令で定められた書類等の作成や証券取引所の定める規則に基づく情報の開示に留まらず、IR活動やホームページ等を通じて株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し適時適切な企業情報の提供を行っております。

#### 7. 会計監査人監査

当社の会計監査は、「会社法」及び「金融商品取引法」に基づく監査契約を締結している新創監査法人が、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。事業年度末の監査に加え、第1四半期末、第2四半期末、第3四半期末のレビューも実施されております。

会計監査人の状況は以下のとおりであります。

監査法人:新創監査法人

指定社員・業務執行社員 公認会計士 柳澤 義一(当該事業年度を含む継続監査年数2年)

指定社員・業務執行社員 公認会計士 相川 高志(当該事業年度を含む継続監査年数2年)

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会を設置し、透明性の高い経営の履行を目的として、社外取締役の選任および監査役全員の社外招聘をするとともに、執行役員制を採用しております。

当社の監査役は、上場来、全員社外監査役であり、経営に対し、常に、当社の企業価値および株主共同の利益の確保、向上の視点に立ち、監査を行っております。また、社外取締役を取締役会に迎えることで、より一層経営に対する監督機能を強化しております。一方、経営においては、執行役員制を採用することにより、意思決定機能及び業務分担の最適化と、業務遂行における権限委譲を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

このように、当社の経営および経営に対する監視の体制は十分に機能し得るものとなっていることから、現状の体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送(法定期日から3営業日以上前)には該当いたしません、開催日の16日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	該当いたしません。(2月総会のため)
電磁的方法による議決権の行使	対応しておりません。(現状の株主構成、株主数での採用は、業務効率が悪く、費用も多大となるため、見送っております。)
その他	招集通知は開催日から16日前の2月7日に発送いたしました。 株主の皆様へ理解をより深めていただくために、(1)ビジュアル化対応の株主総会(2)株主総会終了後の事業戦略説明会、を実施しております。また、当社のホームページに招集通知(和文および英文)を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家とのコミュニケーションを目的とし、個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回のラージミーティング(本決算・中間決算発表後)および年2回のアナリスト向けスモールミーティング(1Q・3Q決算発表後)を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報ページを設置し、「WHAT'S NEW」等では、常に最新の情報を掲載しております。「IRライブラリー」では、決算短信・有価証券報告書をはじめ、半期ごとの決算説明会の動画配信もスライドとともに配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	情報開示規程の制定、平成18年12月より施行
環境保全活動、CSR活動等の実施	商品の安全性への対応強化や環境配慮に対する取り組みとして建物の屋上緑化を推進
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーの制定、運用

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、基本方針を以下のとおりとしております。なお、平成22年11月30日現在の整備状況につきましては、後述のとおりであります。

「会社の業務の適正の確保」に関する当社の基本方針

1. 法令等遵守に関する基本方針
  - (1) 法令等遵守に対する意識を徹底する
  - (2) 法令等違反に対するチェック機能を強化する
  - (3) 法令等違反が起こってしまった場合の迅速な対処と情報開示を適時適切に行う
  - (4) 反社会的勢力との取引を根絶する
2. 情報の保存および管理に関する基本方針
  - (1) 情報保存管理の重要性の認識を徹底する
  - (2) 重要情報の漏洩防止への取組みを強化する
  - (3) 適時開示すべき情報の把握を徹底するとともに虚偽記載・重大な欠落を防止する
3. 損失の危険の管理に関する基本方針
  - (1) 企業活動の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底する
  - (2) リスク管理状況のモニタリングを強化する
  - (3) 不測の事態の発生、顕在化の予兆に対する内部報告体制を充実させる
  - (4) 不測の事態や事故等が発生した場合の迅速な対処と情報開示を適時適切に行う
4. 取締役の効率的な職務執行に関する基本方針
  - (1) 経営上の重要事項に関する審議、意思決定を適時適切かつ効率的に行う
  - (2) 経営計画・事業目標における過度な効率性追求を排除し、会社の健全性とのバランスを認識した意思決定を行う
  - (3) 業務権限規程に従い効率的な業務執行が行われるよう体制を整備する
5. グループ全体の業務の適正に関する基本方針
  - (1) グループ全体の役職員に対し企業理念・コンプライアンス意識の浸透を徹底する
  - (2) グループ各社の経営課題の共有と解決に努める
  - (3) 適時適切な情報交換によるグループ各社の内部統制体制を強化する
  - (4) グループ全体にかかる財務報告の適正性を確保するための体制を強化する
  - (5) グループを利用した不正な行為や通常でない取引を排除する
6. 監査役による監査が実効的に行われるための体制に関する基本方針
  - (1) 監査役による職務を補助するために取締役から独立した使用人を提供する
  - (2) 前項の使用人の人事異動・評価等に関しては監査役会の同意を得る
  - (3) 重大な損失発生およびそのおそれがある場合や法令等違反・不正行為を役職員が発見した場合の監査役会への速やかな報告を徹底する
  - (4) 取締役および重要な使用人から監査役への適時な報告を徹底する
  - (5) 重要書類を適時に閲覧に供する
  - (6) 内部通報があった場合には速やかに監査役に報告する
  - (7) 取締役は監査役監査に対する理解と協力支援に努めるとともに、監査役からの指導事項について積極的に改善する
  - (8) グループ全体の監査役監査の充実を果すため、取締役は監査役に対して必要な協力を行う

当社グループが整備している「会社の業務の適正を確保するための体制」および当期(平成22年11月期)に実施した新たな整備内容

1. 法令等遵守
  - (1) 業務執行を行う取締役の監督のため、社外取締役1名が選任されており、また、監査役4名は全員が社外監査役であります。なお、当社は、東証の「上場会社コーポレートガバナンス原則」に従い、社外取締役1名、社外監査役4名の合計5名を、「独立役員」として届出済であります。
  - (2) 常勤取締役および常勤監査役で構成されるコーポレートガバナンス会議を、毎月定期に開催し、より質の高いガバナンス体制の実現に向けた経営全般に跨る諸事項を協議検討しております(当期:12回開催)。また、部署長およびグループ各社のコンプライアンス責任者で構成されるコンプライアンス委員会において、啓蒙、研修、問題把握、対応策の協議等を行っており(当期:10回開催)、その内容は毎月の取締役会において報告されております。
  - (3) 法令違反に対する意識の徹底とチェック機能強化のため、年度当初にコンプライアンス・プログラムを定め、各種研修、勉強会や規程等の整備を行っております(定例研修:コンプライアンス全般研修、インサイダー研修、金融商品取引業研修)。
  - 当期は、コンプライアンス委員を対象とした研修(「今求められるコンプライアンス・内部統制、CSRの統合的取組み」)を実施しております。また、「コンプライアンス規程」「インサイダー取引防止規程」の改定、「経営危機管理規程」「コンプライアンス委員会規程」の制定を行ったほか、月例で、コンプライアンス標語の募集・掲示、社内規程解説メルマガの配信を行っております。
  - (4) 反社会的勢力との関わりを排除すべく、定例研修として反社会的勢力対応研修を実施しております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、不当要求対応責任者を定めております。
  - 当期は、管理部門の反社チェック体制の整備など、反社チェック手法の更なる強化をいたしました。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を改訂しております。
  - (5) 社内、社外の窓口を備えた内部通報制度を設けております。
2. 情報の保存および管理
  - (1) 取締役会および重要な会議・委員会ごとに事務局を定め、情報の保存管理の徹底を図っております。
  - (2) 各部署担当執行役員で構成される情報開示委員会(当期:15回開催)において、東証からの通達等の検証を行い、適時開示情報の把握をするとともに、情報開示に際しては委員会の機動的な開催により、開示情報の適正性を審議するほか、開示に関する報告・確認シートを活用して開示情報の管理を行っております。なお、情報開示委員会の内容は、毎月の取締役会において報告されております。
  - (3) 重要情報については、文書保存規則に則り、検索性の高い状態で保存しております。
  - 当期は、前期に引き続き、情報セキュリティの強化を行ったほか、第三者機関による金融商品取引法上の内部管理態勢に係るアセスメントを実施し、各種規程の整備を行っております(「個人情報保護規則」の改定、「情報資産管理の基本方針」「人事情報管理規則」「機密情報管理規則」「個人情報情報漏洩事故等にかかる危機管理細則」の制定)。
  - (4) 情報保存管理の重要性の認識を徹底し、重要情報の漏洩防止への取組みを強化するため、また、前記(3)の規程整備の周知のため、「情報資産管理研修」を実施いたしました。
  - (5) 当期は、義務化前の任意開示として、「株主総会における議決権行使の結果」を開示いたしました。
3. 損失の危険の管理
  - (1) 各部署担当執行役員およびグループ各社のリスク管理責任者で構成されるリスク管理委員会において、グループ全体のリスクの認識・分析・評価、個別事象の情報収集と対策の協議を行っております(当期:12回開催)。なお、リスク情報についてはコーポレートガバナンス会議において常勤取締役から常勤監査役に定例報告し、また、リスク管理委員会の内容は、毎月の取締役会において報告されております。
  - (2) 不測の事態の発生、顕在化の予兆に対する内部報告体制の充実のため、年度当初にリスク管理プログラムを定め、「リスクの評価・分析」「リスクへの対応策の立案・実施」「対策の有効性・機能のチェックの見直し」「対策の周知」のリスクマネジメントサイクルを実行しております。
  - 当期は、財務報告に係るリスク評価項目の検証(四半期ごと実施)のほか、外部コンサルタントによるリスクアセスメントの実施と分析を行い、事業継続計画(BCP)の検討を開始いたしました。
  - (3) リスク管理規程の定めに従い、平時ならびに緊急時の対応方法をルール化しております。
  - 当期は、「震災対策マニュアル」「消防計画・防火管理組織」を改訂し、事故発生時に対応すべき「緊急時の連絡ルール」を徹底いたしました。
4. 取締役の効率的な職務執行

- (1) グループ全役員に経営方針や目指すべき方向性を周知徹底するために企業理念を掲げ、その理念に沿った中期経営計画ならびに単年度事業計画を定めております。経営計画や事業目標を達成するために、四半期ごとに単年度計画の進捗を確認しており、その内半期ごとの確認会には中堅リーダーであるマネージャー層を参加させて経営方針の周知を図っております。
- (2) 毎月定時に開催される取締役会の他、四半期決算を承認する臨時取締役会をはじめ、迅速な意思決定を行うための臨時取締役会を必要に応じて開催しております(当期:定時12回、臨時(四半期決算含む)6回開催)。
- (3) 取締役会における審議を効率的かつ充実したものにするために、取締役会開催前に全執行役員ならびに監査役(陪席)が参加する経営会議を行い、詳細検討に努めております(当期:定時24回、臨時3回開催)。
- (4) 金商法上の内部管理態勢強化のため、内部管理業務の所管部署を総務人事部に変更し、関連規程を改定しております。

#### 5. グループ全体の業務の適正

- (1) グループ各社に対して、当社(親会社)と同レベルの内部管理体制の構築を求め、必要に応じて支援策を講じており、財務報告の適正性確保のための当社内部監査部による独立性評価や、臨時内部監査を実施しております。当期は、グループ間の連携強化・業務効率化のため、拠点の異なっていた子会社を当社と同じ拠点に集約するとともに、同社に当社から社外取締役を派遣した結果、グループ全社への取締役派遣となりました。
- (2) グループ各社の経営状況は毎月の経営会議で報告を受け、また、経営企画部主催の関係会社会議において毎月の詳細状況や個別問題を把握しております。
- (3) 当社の監査役が主催する「グループ会社監査役連絡会」(半期ごと開催)に対して、必要な協力を行っております。
- (4) 各種研修、リスク診断など、グループ全社、全役員を対象に実施しております。また、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会にグループ各社の責任者を出席させております。
- (5) グループ間での重要な取引は当社取締役会に事前報告させるルールを整備しております(当期は該当なし)。

#### 6. 監査役による監査が実効的に行われるための体制

- (1) 監査役職務を補助するために内部監査部を担当部署と定め、監査役職務の補助ならびに監査役会事務局の業務を行わせております。
- (2) 上記(1)の業務は直接監査役からの指示命令に従う体制であり、また、人事評価や担当者の人事異動に関しては、監査役会の同意を得て実施しております。
- (3) 定時・臨時の取締役会の他、毎月2回定時および必要に応じて臨時に開催される経営会議に監査役の陪席を得、取締役ならびに執行役員が適時適切な報告を行っております。また、業務監査や取締役会・経営会議の中で監査役から指摘を受けた事項については、可及的速やかに対処するとともに、3ヶ月に一度、取締役会において進捗を報告しております。監査役から閲覧の求めのあった書類については、速やかに提供しております。
- (4) 常勤監査役に対して、コーポレートガバナンス会議において経営全般に関する諸問題を報告している他、代表取締役は毎月1回、他の取締役は四半期ごとに1回、その他の重要な使用人は半期に1回の面談において担当職務に関する報告を実施し、グループ会社の社長・役員と当社常勤監査役との面談も実施しております(子会社各1回)。また、企業活動の維持継続において重大なリスクに発展する可能性のある事象や予兆のほか係争事項、事故、クレーム等の個別事案につき適時適切に監査役に報告しております。
- (5) 取締役は、年度毎の監査役監査計画の説明を受け、その理解と協力に努めております。
- (6) 四半期決算ごとに実施される「監査法人からの取締役への監査結果説明会」に監査役が陪席し、報告内容およびそれに対する取締役の対応を確認しております。
- (7) 三様監査の充実のため、定期的に「会計監査人から監査役(会)への報告会」「監査役・内部監査部意見交換会」が開催されております(当期:会計監査人と6回、内部監査部と6回開催)。
- (8) グループ全体の監査役監査の充実を果たすため、半期ごとのグループ会社監査役連絡会の開催に対し、必要な協力を行っております。
- (9) 内部通報は全て速やかに監査役に報告される体制を整備しております(内部通報が無い場合はその旨を月例報告)。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じ、実際に反社会的勢力とトラブル等が発生した場合には、毅然と立ち向かうことといたしております。

平時においては、取引の開始時には、取引先が反社会的勢力でないことを必ず確認することとし、有事においては、個人で対応することなく、総務人事部(不当要求防止責任者を設置)と連携して組織で対応するとともに、顧問弁護士や、所轄の警察当局とも連携することとしております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しているほか、「コンプライアンス・ガイドブック」において反社会的勢力との関係遮断の基本方針と具体的な行動のチェックポイントを定め、年に1回反社会的勢力対応研修を実施し、社員教育を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの能力の最大化につながる「不動産と金融の融合」を可能とする6つの事業領域を自社でカバーする体制、並びにそれを支える不動産と金融の専門的な知識・経験をもった従業員、多彩な価値創造技術を支える能力や情報ネットワークの構築に基づき時間をかけて醸成してきた不動産業界における信用及び総合的事業を可能とするノウハウへの理解が必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2)基本方針実現のための取組み

(A)基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、現在の激動の環境を乗り切り、更なる発展を目指し、中期経営計画「Charge up 2011」(平成20年12月～平成23年11月の3ヶ年計画)を策定し、第60期より取組みを開始しました。当中期経営計画では、世界経済や国内経済は当面停滞するという予測の下、この低迷期を体力強化、体質強化の好機ととらえ、来るべき好況期に向けて「企業経営」「人材」「事業・内部管理のインフラ」の三つの観点から、現状点検、改革、強化を行ってまいります。

(B)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会の決議及び平成20年2月26日開催の第58回定時株主総会の決議により、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「旧プラン」といいます。))について導入し、平成21年2月25日開催の第59回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。))において、旧プランの更新(更新された後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を「本プラン」といいます。))につき承認を得ております。

(i)本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑制し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(ii)対象となる買付等

本プランは、[1]当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、又は[2]当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案(当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といい、買付等を行うおとす者を「買付者等」といいます。))がなされる場合を対象とします。

(iii)買付者等に対する情報提供の要求

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、以下の各号に定める情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。

[1]買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組員その他の構成員を含みます。))の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、法令遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。)

[2]買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の条件、買付等の実行の蓋然性等を含みます。)

[3]買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。))及びその算定根拠等を含みます。)

[4]買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

[5]買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、当政政策及び資産運用方針

[6]買付等の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

[7]当社その他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

[8]その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(iv)独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限(原則として60日を上限とします。))を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料等の提出を求めます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間(但し、一定の場合には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。))、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行います。また、独立委員会は、独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。独立委員会は、買付者等による買付等が(vi)記載の要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

(v)取締役会の決議等

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(vi)新株予約権無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、当社取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、以下の要件に該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(a)本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b)下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

[1]株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

[2]当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

[3]当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

[4]当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株員の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付等である場合

(d)強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買

付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合  
(e)当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合  
(f)買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合  
(g)当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係や当社のブランド力又は企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合  
(h)買付者等の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から買付者等が当社の支配権を取得することが著しく不適切である場合  
(vi)新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が非適格者等以外の者から原則として当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

(viii)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、第59回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(ix)株主に対する影響

本プランが導入されていても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)

(3)具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンス強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、買収防衛策に関する指針(経済産業省等)の定める三原則を充足していること、その更新について株主総会の承認を得ており、また、有効期間が最長約3年間と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、独立性の高い社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、発動の内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策(デッドハンド型)ではなく、また取締役の期差選任制により取締役会の構成員の過半数を交替させるのに時間を要する買収防衛策(スローハンド型)ではないことなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社グループは、中期経営計画「Charge up 2011」(平成20年12月～平成23年11月の3ヶ年計画)を定め、目標達成に向けて鋭意努力をしております。本経営計画では、世界経済や国内経済は当面停滞するという予測の下、この低迷期を体力強化、体質強化の好機ととらえ、来るべき好況期に向けて「企業経営』『人材』『事業・内部管理のインフラ』の三つの観点から、現状点検、改革、強化を行ってまいります。

また、「安心と信頼」と「革新と挑戦」の二面性を併せ持つ企業ブランドの確立においては、会社法に規定されている「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(いわゆる内部統制システム)を定めております(詳細は「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております)。そのほか、リスクマネジメント体制の充実、グループ全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施、適時情報開示体制の整備・強化等を行うとともに、商品の安全性への対応強化や環境配慮に対する取り組みとして建物の屋上緑化の推進も行ってまいります。

2. 適時開示体制の概要

(1)基本方針

当社はコーポレート・ガバナンスおよび企業の社会的責任の観点と企業価値が市場の評価であるという基本認識に立脚し、会社情報を適切に管理し、重要情報について迅速かつ合理的に開示することは企業経営における最も重要な責務であると考えております。投資家の皆様のご信頼と証券市場における当社の信用を確固としたものにするため会社情報の適時開示に係る社内体制の整備に努めております。

(2)適時開示体制

(A)情報開示担当役員及び担当部門について

(i)情報開示担当役員及び担当部門

情報開示担当役員は管理部門統括執行役員であり、担当部署は経営企画部としております。但し、本決算、四半期決算に関する適時開示については財務経理部と連携して担当いたします。

(ii)情報開示委員会

会社情報を適時適切に開示するため、情報の一元集約と共有および開示内容と要否について検討する情報開示委員会を設置しております。情報開示委員会の委員長は情報開示担当役員、メンバーは統括執行役員、担当執行役員で構成されており、事務局は経営企画部となっております。情報開示委員会は下記(C)の法令や規程などの目的に沿って会社情報の開示が行われるよう、責務を負っております。

(B)開示情報の把握と確認について

会社情報を適時適切に開示するため、適時開示担当部署である経営企画部は、当社の取締役会、経営会議、各事業部門、管理部門ならびに子会社とのコミュニケーションを緊密に行うための体制の整備に努めております。

(i)取締役会・経営会議

取締役会については総務人事部、経営会議については経営企画部が事務局を担当することで、適時開示に該当すると考えられる事項について迅速に把握できる体制としております。

(ii)事業部門・管理部門

各事業部門、管理部門に関しては、月例の幹部会における事業進捗や状況の報告や回付される決裁書の内容について総務人事部がコンプライアンスのチェックを行ない、経営企画部が開示事項に該当する可能性がある事実を把握できる体制としております。

(iii)子会社

子会社に対しては経営企画部が管理所管部署となっており、関係会社会議を通じて月次で経営実態の把握を行うとともに、役員の派遣等により適時開示の対象となる情報の入手を行える体制としております。

(C)適時開示の判定基準について

会社情報の適時開示の要否については、下記の法令・規程等を基準根拠として判定いたしております。

(i)会社法・金融商品取引法およびその他関連法規

(ii)会社情報適時開示の手引き(株式会社東京証券取引所 上場部)

(iii)当社定款

(iv)当社インサイダー取引防止規程

(v)当社情報開示規程

(vi)当社ディスクロージャーポリシー(当社ホームページに掲載)

(D)情報開示業務のフローについて(別紙 参照)

(i)発生事実

・当該事実が発生した時点で、所管部門から迅速に経営企画部に報告されます。経営企画部は所管部門に対し情報管理の徹底を指示し、必要に応じ詳細の確認を行います。

・経営企画部は情報開示委員会事務局として、当該発生事実について、情報開示委員会に報告し、情報開示委員会において開示の要否について検討を行います。

・開示が必要と認められた情報については、情報開示委員会が執行役員社長に対して、発生事実の内容と適時開示を要する旨を報告し、執行役員社長の決議により開示します。

・経営企画部は必要に応じ弁護士、会計監査人等の助言、指導を得て開示資料案を作成し、発生事実の所管部門、総務人事部による記載内容の確認を行い、情報開示担当役員と執行役員社長の承認を受け開示内容を確定いたします。

(ii)決定事実

・取締役会での決定事実については、事前に事務局である総務人事部から、また決算に関する情報については財務経理部から、その他の決定事実については事前に当該決定権者から、経営企画部に報告されます。

経営企画部は総務人事部、財務経理部に対し情報管理の徹底を指示し、必要に応じ詳細の確認を行います。

・経営企画部は情報開示委員会事務局として当該事実について、情報開示委員会に報告し、情報開示委員会において開示の要否について検討

を行います。

・開示が必要と認められた情報については、経営企画部は必要に応じ弁護士、会計監査人等の助言、指導を得て開示資料案を作成(決算に関する開示資料は財務経理部作成)し、総務人事部による記載内容の確認を行い、取締役会決議事項は取締役会の決議を経て、その他の決議事項は執行役員社長による開示の決裁を経て、開示内容を確定いたします。

(E)適時開示手続きについて

(i)通常の場合

適時開示に際しては、経営企画部により東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」への開示が行われるほか、開示後速やかに記者クラブその他各メディアに対するリリース資料配布により公表され、当社ホームページにも掲載されます。

また、適時開示規則等に該当しない情報につきましても投資家に対する公平性の観点から積極的に当社ホームページに開示しております。

(ii)緊急の場合

執行役員社長または情報取扱責任者である情報開示担当役員の判断により迅速な情報開示を行うこととしております。

(3)会社情報管理

(A)情報漏えい防止について

当社では「インサイダー取引防止規程」に基づき、総務人事部を統括する役付執行役員が、重要な内部情報の社内管理、日本証券業協会への対応、内部管理の適時開示の管理責任者(情報取扱責任者)となっております。内部情報については、職務執行上必要と認められる者に限定するよう努めるとともに、各部門長は業務上取得した内部情報については記録された書類、電磁的記録等の保管を厳重に行うなど漏洩防止に必要な処置を講じるとともに、社外に書類、資料作成を委託する場合は秘密保持について必要な処置を講じることとしております。

(B)インサイダー取引規制について

当社では「インサイダー取引防止規程」に基づき、従業員および役員等の内部者取引(インサイダー取引)の未然防止を図る為、従業員および役員等がその職務に関して取得した内部情報の管理、株式等の売買その他の取引の規制および服務に際し、遵守すべき事項を定めております。合わせて、下記に示す具体的対策を講じることにより、規程の実効性を向上させております。

(i)従業員・役員等に対する売買の規制

従業員・役員等が当社株式を売買する場合は、原則として「株式売買申請書」を情報取扱責任者に届け出て、承認を得ることとしております。

(ii)取締役会における情報開示委員会の定期活動報告

「情報開示委員会の活動」については、月例開催の取締役会における定例報告事項(所管は総務人事部)とすることで役員に対し、適時開示および情報管理の状況について周知徹底しております。

(iii)従業員・役員に対する教育

総務人事部が主催する社内研修において、内部者取引(インサイダー取引)についての教育、啓蒙を実施しております。



トーセイ株式会社 情報開示の業務フロー

